

6月28日(金)

(第3日)

令和元年第2回高森町議会定例会（第3号）

令和元年6月28日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書について
日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について
日程第3 特別委員長報告について
日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 後 藤 巖 君 | 2 番 | 津 留 智 幸 君 |
| 3 番 | 後 藤 清 治 君 | 4 番 | 牛 嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後 藤 三 治 君 | 6 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 7 番 | 立 山 広 滋 君 | 8 番 | 本 田 生 一 君 |
| 9 番 | 田 上 更 生 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-------------------|------------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 | 生活環境課長 | 後 藤 健 一 君 |
| 会 計 課 長 | 古 澤 要 介 君 | 健康推進課長 | 野 中 裕美子 さん |
| 住民福祉課長 | 佐 伯 実 君 | 建 設 課 長 | 東 幸 祐 君 |
| 農林政策課長 | 荒 牧 久 君 | 税 務 課 長 | 丸 山 雄 平 君 |
| 教育委員会事務局長 | 馬 原 恵 介 君 | たかもりポイントチャンネル事務局長 | 岩 下 徹 君 |
| 住民福祉課審議員 | 後 藤 一 寛 君 | 総務課課長補佐 | 今 吉 輝 子 さん |
| 健康推進課課長補佐 | 津 留 大 輔 君 | 総務課総務係長 | 住 吉 勝 徳 君 |
| 総務課財政係長 | 代宮司 猛 君 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 安藤吉孝君 議会事務局主査 衛藤千佳さん

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書について

○議長（後藤三治君） 日程第1、意見案第1号、新たな過疎対策法の制定を求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者を代表して、副議長 牛嶋津世志君。

○副議長（牛嶋津世志君） おはようございます。4番 牛嶋でございます。

提出者を代表いたしまして、意見案第1号、新たな過疎対策法の制定を求める意見書について、趣旨説明を行います。

提出先としまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣のほか、関係大臣であります。

それでは、意見書を朗読いたします。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することと

なるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提出者からの説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、新たな過疎対策法の制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（後藤三治君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第33号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第34号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

議案第35号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

議案第36号 町道の路線の認定について

議案第38号 高森町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

議案第42号 令和元年度高森町一般会計補正予算について

議案第 4 3 号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について

議案第 4 4 号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 4 5 号 令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 去る 20 日の会議において審査を付託しました議案第 33 号から議案第 36 号、議案第 38 号、議案第 42 号から議案第 45 号までについて、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。

総務文教常任委員長 芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君） おはようございます。6 番 芹口です。

総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、6 月 21 日、委員会を開催し、審議いたしました。

本委員会に付託された案件は、計画の変更議案 3 件、条例制定議案 1 件、令和元年度補正予算 2 件及び所管事務の閉会中の継続調査であります。その付託された案件の審議内容の主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 33 号、高森町過疎地域自立促進計画の変更について審議いたしました。公立学校の空調整備に要する事業費 5,373 万 2,000 円と、南阿蘇鉄道高森駅周辺整備実施設計費 1 億 1,305 万 2,000 円、工事費 9 億円であります。この事業費の変更に伴い、過疎債の借入れを行うための計画変更であるとの説明を受け、採決した結果、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 34 号及び議案第 35 号、辺地に係る公共的施設の整備計画について審議いたしました。これは大字永野原地区の横山第 2 地区用水路整備事業費 2,000 万円と、大字野尻の河地地区用水路整備事業費 6,200 万円の辺地事業債の借入れの伴う計画であるとの説明を受け、採決した結果、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 38 号、高森町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について審議いたしました。この条例は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめ解消のため、連絡協議会、対策委員会、再調査委員会の 3 組織を設置し、対策を効果的に推進していくための条例であるとの説明を受け、委員から、3 組織それぞれの役割について質問があり、佐藤教育長から詳しい説明を受け、採決した結果、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号、令和元年度高森町一般会計補正予算を審議いたしました。教育委員会の予算について、高森中学校の漏水調査の詳細説明を求められ音調調査、音で聞く調査ですけれども、音調調査を行い、漏水箇所を特定するとの答弁があり

ました。

次に、コミュニティスクール事業の旅費を減額されている理由について質問があり、国庫補助事業が不採択になったための減額であり、各委員研修の旅費は確保しており、有効に活用したいとの答弁がありました。

次に、総務課の予算で、観光交流センター改修工事の財源が起債で問題ないかとの質問があり、貸事務所であり、料金を取らなければ問題はないと確認しているとの答弁がありました。

次に、TPCの予算で、各課に編集専用のパソコンを購入されるが、編集作業をどこまでさせるのか、またその編集作業が職員の負担にならないかとの質問があり、各課が取材した映像の編集作業のみを行い、音、タイトル等の作業はTPCで行うので、そこまで職員の負担にはならないとの答弁がありました。

次に、政策推進課の予算で、高森駅前周辺再開発に関連し、くまもとアートポリスプロジェクト事業が実施された事例件数、また阿蘇地域での件数、駅開発事業の件数について質問があり、これまで全部で111件行われ、阿蘇地域では草地畜産研究所、阿蘇山頂公共トイレ、小国町の橋りょう、草千里の観光施設、近年では災害公営住宅の建設が行われており、駅では熊本駅の新幹線の東口と西口の事例があるとの答弁がありました。

次に、九十九曲がり活用検討協議会や各委員会など計画されているが、町民の意見を反映した公募やパブリックコメントを活用してほしいとの意見が付け加えられました。

次に、生活環境課の予算で、ごみステーションに関連し、設置箇所の規定・規格、独自での政策が可能かとの質問があり、3戸以上であれば設置でき、サイズの規定はなく、独自で制作されても補助対象となり、購入金額、制作費とも、事業費限度額10万円の4分の3を補助するとの答弁がありました。

以上の審議が行われ、議案第42号、令和元年度高森町一般会計補正予算について採決した結果、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号、令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について審議いたしました。委員から、枕木を木からコンクリートに替えることで、ショックや耐震性で問題がないかとの質問があり、問題がないことを確認しており、半永久的に使用できるとの答弁がありました。採決した結果、可決すべきものと決定しました。

以上が審議経過の主な内容であります。委員会に付託されました議案についま

しては、全委員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、所管事務の閉会中の継続調査については、議席に配付した申し出のとおり決定しました。議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり御賛同賜りますようお願い申し上げます、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤三治君） 産業厚生常任委員長 佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長（佐伯金也君） おはようございます。

この度、産業厚生常任委員長になりました、10番 佐伯金也でございます。報告をさせていただきます。

令和元年第2回6月定例議会で産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議・審査の結果を報告いたします。6月24日、月曜日、午前10時から、産業厚生常任委員会に付託されました議案、議案第36号、町道の路線の認定について、議案第40号、高森町介護保険条例の一部改正について、議案第42号、令和元年度高森町一般会計補正予算について、議案第43号、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第44号、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、以上5議案を、関係、農林政策課、建設課、住民福祉課、健康推進課の順で、それぞれ課長、審議員、課長補佐、係長などの出席のもと、慎重に審議をいたしました。その結果、それぞれの議案につきましては、全委員異議なく可とすることに決しました。

また、委員会中にそれぞれの課の業務についての協議、意見交換を行い、農林政策課については、農産物等保護のための有害鳥獣対策を今後ますます検討していくこと。建設課につきましては、町道の見直しについて、再建計画等で慎重に十分検討をしていくこと。健康推進課については、健康保険税の軽減のための病気重度化予防の点から住民健診の受診率向上のための工夫を、課、委員会として取り組んでいくこと。制度の多様化によって多重労働化している介護健康推進の担当職員の勤務時間軽減対策を早急に進めること。パソコンなどの機器補充を進めること。住民福祉課につきましては、色見保育園などの公立保育園民営化協議に対して、丁寧に関係地域との対話、説明会等を進めていくことなどが提起、話し合いされました。

今後も、産業厚生常任委員会といたしましては、住民の命、生活を守っていくために、勉強会等を開いていくことということが確認をされました。特に、報告をいたしました、今後8月、住民健診等が行われます。その際におきましては、皆さん方から周りの皆さん方により一層の受診率向上のための時間をとっていただくように啓発をお願いをしていただきたいと思いますというふうに思っております。当然、議員各

位も住民健診を全員受けていただくようお願いをいたしておりますので、どうぞ
よろしく願いいたします。

これで、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議・審査の結果の報告を
終わります。以上です。

○議長（後藤三治君） 各常任委員長の報告が終わりました。これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第3
6号、議案第38号、議案第42号から議案第45号までについては、各委員長の
報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（後藤三治君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長 牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君） 議会広報特別委員会から報告をいたします。

先週6月26日に、第1回の議会広報特別委員会を開催いたしまして、議会広報
きずな第74号編成について検討いたしました。

6月定例議会の内容について、一般会計補正予算等について、定例議会の主な質
疑応答について、一般質問、常任委員会報告、研修報告等を検討いたしまして、最
終発送を8月6日火曜日に予定をいたしまして、議会の委員会を終わらせました。

次に、令和元年7月8日に第2回の定例会を開く予定で検討しております。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（後藤三治君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（後藤三治君） これで、本日の日程は全部終了しました。

一言御挨拶させていただきます。

町長をはじめ、執行部の皆さん、各議員の皆さん、お疲れでございました。特に私たち議員にとりましては、改選後の本格的な定例会ということで、特に新人議員の3名の方もお出ででございますので、定例会前に全員協議会を開きまして、いろいろ協議をしてきたところでございます。その中で、私からお願いしたことは、選挙の中で住民に訴えてこられた公約を何としても4年間のうちに全うしていただきたいという願いの一つさせていただきましたし、いろいろな事業に対して何人かの方が同じ意見をお持ちのことであろうかと思えます。そういった場合、お一人お一人で意見を述べるんじゃないで、できますならばまとめた意見と、議員代表の意見というような形になれば、より議会も活性化になるんじゃないかなという願いもしてきたところでございます。

今回は、議会初日から提案理由の説明をたくさんの御意見をいただきましたし、一昨日の一般質問におきましても、半数の方が一般質問をされたということで、やはりそういったことが少しずつ改革になっているのかなというふうに思っております。

また、議会初日からこの議場に傍聴にお出でいただきました方々、それから家庭にお出ででTPCを御覧で、この議場の内容を聞かれた町民の方に対しましても、厚くお礼を申し上げたいと思えます。

先ほど提出されました議案全て可決いたしました。先ほどから申しますように、いろいろな議論、意見等を踏まえての可決でございます。私としては、この可決を

やはり最重要と認識して、議員各位におかれましても、各地域の有権者、支持者の方に内容を詳細に御説明いただきまして、可決した事業に町民揃って御協力いただくようお願いをしていただきたいと思います。でないと、震災から3年を過ぎますが、なかなか復興ということは語られないじゃないかと思しますので、今こそ町民の皆様に結集していただいて、事業推進に御協力を賜るように、この場を借りましてお願いしたいと思います。

最後になりますが、7月21日、参議院選挙が行われます。町民の方にもお願いするわけですが、やはりいろいろな政治に参加する第一歩が選挙に行くことであろうかと思しますので、どうか7月21日の投票日には町民揃って投票に行ってくださいよう重ねてお願いいたします。終わります。

-----○-----

○議長（後藤三治君） 会議を閉じます。

令和元年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
令和元年第2回定例会

令和元年6月発行

発行人 高森町議会議長 後藤三治

編集人 高森町議会事務局長 安藤吉孝

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111